

介護保険 認定・更新の手続きを忘れずに！

介護保険には、所得の低い利用者に対して、次のような軽減制度があります。該当する人は、申請書を提出して認定手続きをしてください。また、現在持っている認定証の有効期限は、今月30日(水)までです。忘れずに更新手続きをしてください。

●特定入所者介護(介護予防)サービス費の支給(介護保険負担限度額認定証)

施設サービスや短期入所サービスを利用するとき、所得段階に応じて食費と居住費(滞在費)が減額されます。

利用者の負担段階		1日当たりの居住費(滞在費)				1日当たりの食費	
		ユニット型		従来型個室			
		個室	準個室	特養等	老健・療養型		
第1段階	市民税非課税世帯で、高齢福祉年金または生活保護を受給している人	820円	490円	320円	490円	無料	300円
第2段階	市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の年額が80万円以下の人			420円			
第3段階	市民税非課税世帯で第2段階以外の人	1,640円	1,310円	820円	1,310円	320円	650円
第4段階	市民税課税世帯の人	1,970円	1,640円	1,150円	1,640円		

※第4段階の人は基準費用額です。減額は適用されません。

●社会福祉法人などによる利用者負担額の軽減(社会福祉法人等利用者負担軽減確認証)

社会福祉法人が行う特別養護老人ホームへの入所や、訪問介護・通所介護などを利用するとき、次のすべての要件を満たせば、利用者負担、食費、居住費(滞在費・宿泊費)が減額されます。

- ①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- ②預貯金などの合計が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ③日常生活に必要な資産(自宅の土地・家屋など)以外に活用できる資産がないこと
- ④負担能力のある親族などに扶養されていない(市民税の控除対象者や医療保険の被扶養者ではない)こと
- ⑤介護保険料を滞納していないこと

●特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置

平成12年3月31日の時点で特別養護老人ホームに入所していた人は、利用者負担、食費、居住費が減額されます。

問い合わせ先 高齢者福祉課(☎0848⑥6240 ⑦0848④2130)

リストラや倒産などで職を失った人は 国民健康保険税が軽減されます

前年中の給与所得を100分の30として、保険税を計算するとともに、高額医療費などの自己負担限度額の区分を決定します。

軽減期間 離職日の翌日の属する月から、その翌年度末まで

※平成22年3月31日以前は軽減期間に含まれません。

対象 平成21年3月31日以降に離職した65歳未満の人で、次のいずれかを雇用保険受給資格者証で確認できる人

- ①特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)・・・離職理由コード=11・12・21・22・31・32
- ②特定理由離職者(雇止めなどによる離職)・・・離職理由コード=23・33・34

※65歳以上の人や事業の廃止による離職者は、ほかの減免制度に該当する場合があります。

申請方法 雇用保険受給資格者証、保険証、印鑑を持参し、市民税課(市役所本庁2階)へ

問い合わせ先 保険税について 市民税課(☎0848⑥6031 ⑦0848⑥6132)、
保険給付について 保険医療課(☎0848⑥6050 ⑦0848④2130)